

地方独立行政法人山口県立病院機構の  
第2期中期目標期間の終了時に見込まれる  
中期目標期間における業務の実績に関する  
評価の結果

(素案)

平成30年8月6日

山口県

地方独立行政法人山口県立病院機構の第2期中期目標期間の  
終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に  
関する評価の結果

1 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項

2 評価の対象

中期目標（目標期間：平成27年度～平成30年度）の達成状況の見込み

3 評価の目的

法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する。

4 評価者

山口県知事

5 評価にあたっての意見聴取

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（委員構成は次表のとおり）

※地方独立行政法人法第28条第4項

「設立団体の長は、第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。」

氏名	役職等
中田 範夫	山口大学経済学部教授【委員長】
天羽 満則	天羽公認会計士事務所所長
河村 康明	山口県医師会会長
守田 孝恵	山口大学大学院医学系研究科看護学専攻長
吉富 崇子	山口県地域消費者団体連絡協議会会長

(委員長以外は50音順)

6 評価を実施した時期

平成30年6月29日から平成30年8月 日まで

7 評価方法の概要

(1) 評価の実施に関する定め

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の実施要領

(2) 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

(3) 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

①個別項目別評価			積上	②大項目別評価			積上	③全体評価（総合的な評定）		
小（細）項目ごとの中期計画の達成状況を5段階評価〔51項目〕				大項目ごとの中期目標の達成状況を5段階評価〔4項目〕				中期目標全体の達成状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安		
5	中期計画を十二分に達成	達成度 120%以上	s	中期目標を十二分に達成	①の評点の単純平均値 4.3以上	S	中期目標を十二分に達成	②の評点の加重平均値 4.3以上		
4	中期計画を十分達成	100%以上 120%未満	a	中期目標を十分達成	3.5以上 4.2以下	A	中期目標を十分達成	3.5以上 4.2以下		
3	<b>【標準】</b> 中期計画を概ね達成	90%以上 100%未満	b	<b>【標準】</b> 中期目標を概ね達成	2.7以上 3.4以下	B	<b>【標準】</b> 中期目標を概ね達成	2.7以上 3.4以下		
2	中期計画はやや未達成	70%以上 90%未満	c	中期目標はやや未達成	1.9以上 2.6以下	C	中期目標はやや未達成	1.9以上 2.6以下		
1	中期計画は未達成	70%未満	d	中期目標は未達成	1.8以下	D	中期目標は未達成	1.8以下		

注：評点の付け方について

個別項目別評価において、ほぼ計画どおり達成した場合を「標準」とし3点を付す。4点以上は、達成度が計画以上である場合に付すことが基本である。例えば、取組の結果、所期の成果を得た場合は3点を付し、所期の目的を上回る成果を得たと認められる場合に4点以上を付すこととなる。

(4) 評価実施の経過

- 6月29日 法人から業務実績報告書の提出
- 7月19日 第25回評価委員会開催（法人自己評価に係るヒアリング）
- 7月23日 評価委員会に対し諮問
- 8月6日 第26回評価委員会開催（評価書素案審議）
- 8月 日 評価委員会から答申
- 8月 日 評価書の確定

8 評価の結果

(1) 総合的な評定

中期目標を概ね達成の見込み（B評価）

**【理由】**

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期目標を概ね達成の見込み」となっている。

法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、自己評価は定められた方法に従って行われており、すべての評価項目において自己評価と異なる評定をすべき事項もなかったことから、総合的な評定は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

(評定概要)

※法人の自己評価どおりである。

大項目区分	評価対象 個別項目数	評点別項目数					評点 平均値	大項目区分 ごとの評定
		5点	4点	3点	2点	1点		
県民サービス	42	2	24	16	0	0	3.7	a(十分達成)
業務運営	6	0	3	3	0	0	3.5	a(十分達成)
財務内容	1	0	0	0	1	0	2.0	c(やや未達成)
その他	2	0	1	1	0	0	3.5	a(十分達成)
全体	51	2	28	20	1	0	3.4	B(概ね達成)

## (2) 概況

### ア 全体的な状況

県立病院は、県民の健康の保持増進を図る上で、本県の医療提供体制における中核的な施設としての役割を担っている。

総合医療センターは、昭和24年の開設以来、総合的で高水準な診療基盤を有する基幹病院として、こころの医療センターにおいては、昭和28年の開設以来、精神科医療における基幹病院として、高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供しており、平成23年の地方独立行政法人化を経て、現在に至っている。

法人化後の病院においては、急速な少子高齢化の進展、医療技術の高度化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたって安定的かつ効率的に良質な医療を提供していけるよう、中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて、医療の質の向上や業務運営の改善等に取り組んでいる。

中期目標期間（平成27年度から平成30年度までの4年間）においては、県民へのより質の高い医療の提供や県内医療機関との連携、支援など、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に取り組んでいることがうかがえる。

まず、県民サービスについては、総合医療センターにおいて、高度急性期病院として、高い専門性を有する内科系・外科系医師等の複数の診療科間のチーム医療を充実させ、臓器や疾患別に高度・専門医療を効率的・効果的に提供できるようセンター化を実施するなど、県民に高度専門医療、安心・安全なチーム医療を提供しており、また、こころの医療センターにおいては、先進的な治療法を活用

した診療体制を確立するとともに、児童相談所等の関係機関を継続して支援するなど地域医療の向上にも取り組んでいる。

このほか、総合医療センターにおける地域包括ケア病棟の開設、こころの医療センターにおける若年性認知症支援相談窓口の設置、さらには、優れた医療従事者の確保や各種研修会への積極的な参加による専門性の向上など、業務の質の向上を図っており、中期目標を十分達成の見込みとなっている。

業務運営については、本部及び両病院の役職員で構成される経営企画会議において、経営課題に組織的に対応し、両病院が連携して医薬品の共同管理を行うなど、効率的・効果的な業務運営に取り組んでおり、中期目標を十分達成の見込みとなっている。

財務内容については、平成27年度と平成29年度の経常費用に対する経常収益の割合が100%を下回っており、中期目標はやや未達成の見込みとなっている。

以上のことから、法人の中期目標は概ね達成の見込みと評価できるが、財務内容については、今後、所要の取組を進めることを期待する。

## イ 大項目ごとの状況

全体的な状況に掲げた事項に関連し、特記すべき長所や問題点を以下に列挙する。（白抜数字は評点）

### (ア) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 医療の提供

（県立病院として積極的に対応すべき医療の充実）

#### ○総合医療センター

「県民の健康と生命を守るために満足度の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 高い専門性を有する内科系・外科系医師等の複数の診療科間のチーム医療を充実させ、臓器や疾患別に高度・専門医療を効率的・効果的に提供できるようセンター化を実施するなど、県民に高度専門医療、安心・安全なチーム医療を提供するとともに、今後の超高齢社会の医療ニーズの変化に対応するため、急性期医療後の在宅復帰に向けた医療や支援が行えるよう地域包括ケア病棟を開設した。  
また、難治性てんかん治療のため、高度な治療を提供できるよう、高密度脳波計を設置するてんかんセンターを開設した。 **3**
- ② 救急医療については、ドクターヘリや救急車による搬送患者を受け入れるなど、24時間365日体制で重症・重篤な患者に対し高度な救急医療を提供する救命救急センターとしての役割を着実に果たしている。 **3**
- ③ 周産期医療については、他の医療機関等から紹介された切迫早産や妊娠高血圧症などの産科合併症をもった妊婦を24時間365日体制で受け入れ、体外受

精治療症例数が中期計画件数を超え、平成29年度、妊娠率40%と全国レベルを維持するなど、総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊婦や新生児に対する高度で専門的な医療、質の高い生殖医療の提供等に積極的に取り組んでいる。 4

- ④ へき地医療については、無医地区への巡回診療を概ね中期計画どおり実施するとともに、要請に応じて代診医をへき地診療所7施設に派遣するなど、へき地医療拠点病院としての機能を発揮するとともに、総合医の養成に努めている。 4
- ⑤ 平成28年に発生した熊本地震では、県から要請を受けDMATを派遣し、被災地で医療活動を行うとともに、基幹災害拠点病院として、業務継続計画（BCP）を策定した。 4
- ⑥ がん医療については、地域がん診療連携拠点病院として、がんの病態に応じ、化学療法、放射線治療、胸（腹）腔鏡下手術など高度・専門的な医療を提供するとともに、消化器病センターにおいては、内科、外科が連携して高齢者や食道がんなどの大手術の患者に対して積極的に術前よりがんリハビリテーションを実施している。 4
- ⑦ 脳卒中などの脳血管障害に対する医療については、神経内科と脳神経外科が連携して脳、神経、筋疾患に対し高度な医療を提供するため、脳・神経疾患センターを設置するとともに、脳卒中地域連携パスの適用範囲を拡充するなど地域連携体制の強化にも積極的に取り組んでいる。 4
- ⑧ 急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、大動脈瘤等に対する医療については、内科・外科の協働により、心臓病に対する高度なチーム医療を提供するため、心臓病センターを設置し、診療体制を整備している。 3
- ⑨ 人工関節治療については、低侵襲の手術方法により、県内のみならず県外からの紹介患者も来院し、手術件数は、中期目標を大きく上回り、中期計画を十二分に達成の見込みである。 5
- ⑩ リハビリテーションについては、リハビリテーション室を拡張するとともに、セラピストを増員し365日リハビリを提供し、後方支援病院との連携を進め、連続的リハビリテーションを実施するなど、中期計画を十二分に達成の見込みである。 5

## 〇こころの医療センター

「県民の心の健康を支える質の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 精神科救急・急性期医療については、24時間365日体制で精神科医療に関する相談や輪番病院との連絡調整等に的確に対応し、輪番病院で受入困難な措置・緊急措置入院患者の受け入れを適切に行い、精神科救急医療システムにおいて中核的な役割を果たしている。 3
- ② 難治性・重症患者への専門医療については、m-ECT（修正型電気けいれん療法）等を活用した専門的・効果的な治療を実施し、急性期から回復期

への移行を促進している。 3

- ③ 児童・思春期精神科医療については、多職種が連携した診療体制の強化に努めるとともに、児童相談所等の関係機関に医師等を派遣して継続的に支援するなど治療体制の充実に取り組んでいる。 3
- ④ 認知症については、急性期治療や専門医療相談を実施するとともに、関係機関及び他の認知症疾患医療センターとの連携強化を図るための連絡協議会を開催している。また、高次脳機能障害については、宇部圏域の地域医療連携情報ネットワーク上において「脳外傷地域連携パス」を運用している。 4

#### (医療従事者の確保、専門性の向上)

- ① 優れた人材を確保するため、教育・養成機関等との連携を図り、看護職員等の採用において採用試験の前倒し実施や随時採用試験の運用など適時適切な採用を進めるとともに、平成30年度の専門医制度の導入に向けて大学病院の連携病院として対応するとともに、形成外科、産婦人科、麻酔科、総合診療科の領域においては基幹病院としてのプログラムの申請を行い、認定されるなど、医療従事者の確保に努めている。 4
- ② 教育研修計画に基づき計画的に研修を行い、質の高い医療従事者の育成に努めるとともに、専門又は認定資格の取得や学会活動の支援など医療技術の向上に資する取組を進め、高い専門性を有する人材の育成に努めている。 4

#### (施設設備の整備)

総合医療センターにおいては、手術室の増室や病棟再編、リハビリテーション室の拡張など、こころの医療センターにおいては、臨床検査機器の更新などの必要な施設設備の整備に取り組んでいる。 4

#### (医療に関する安全性の確保)

- ① 医療事故の防止対策については、組織的対策を必要とするヒヤリハット事例の分析・評価を実施するとともに、医療事故発生想定訓練を実施するなど、医療事故の防止対策に取り組んでいる。 4
- ② 医薬品等の安全管理については、医薬品の安全性等に関する情報紙を発行するほか、総合医療センターの全病棟に病棟薬剤師を配置して服薬指導体制を充実させるなど、医薬品等の安全管理対策に取り組んでいる。 4
- ③ 院内感染の防止対策については、院内感染対策委員会を中心に多職種による院内感染の監視、指導・教育などを充実し、県内の急性期病院と相互評価を実施するとともに、地域の中小規模病院との情報共有を行うなど、他の医療機関と連携した感染防止対策に取り組んでいる。 4

#### (患者サービスの向上)

総合医療センターの入退院支援センターにおいて、全診療科の予約又は当日入院患者に対する支援を行うなど、患者の視点に立った院内サービスの向上に取り組んでいる。 4

### (地域医療への支援)

- ① 総合医療センターにおいて、地域医療支援病院として紹介患者の受入れ及び逆紹介に努め、地域連携パスの作成、運用に努めている。また、介護保険事業所との連携強化を目的とした会議も開催している。 4
- ② 高度医療機器の共同利用を行うとともに、院内で行う症例検討会を地域の医療従事者に開放し、他の医療機関等からの診療応援要請等に対応するなど、県内医療機関への支援に取り組んでいる。 4

### 医療に関する調査及び研究

臨床研究の実施については、治験及び医薬品等の製造販売後調査等を積極的に受託するとともに、県産業技術センター等の医療に係る商品開発に協力するなど、診断方法や治療方法の改善に向けて取り組んでいる。 4

### 医療従事者等の研修

- ① 臨床研修医の受入れについては、県外の説明会に出展するなど積極的な募集活動を実施し、初期臨床研修医の受入数が中期計画を十分に達成の見込みである。 4
- ② 医学生、看護実習生等の受入れ、救急救命士の実習の引受け等を行い、地域の医療従事者等の育成に取り組んでいる。 3

### (イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 効率的・効果的な業務運営

- ① 疾患別リハビリテーション充実のためセラピストを増員するとともに、医療需要等に対応するため、臨床検査技師や作業療法士を増員するなど、医療需要や業務環境の変化に対応した的確な人員配置を行っている。 4
- ② 材料費（医薬品、診療材料）について、適正価格の把握、削減計画の策定・実行のため、外部コンサルタントを導入し、値引率の向上を達成している。 4

#### 収入の確保、費用の節減・適正化

- ① 外部委託により、平成 28 年度から約 11,000 千円の未収金を回収している。 3
- ② 診療材料や医薬品の適正な在庫管理を行うとともに、診療材料の価格データを情報収集して適正価格で購入できるように努め、後発医薬品の採用を進めるなど、費用の節減に向けて取り組んでいる。 4

### (ウ) 財務内容の改善に関する事項

平成 27 年度と平成 29 年度の経常費用（営業費用及び営業外費用）に対する経常収益（営業収益及び営業外収益）の割合は、100%を下回っており、中期目標はやや未達成の見込みとなっていることから、第 2 期中期目標期間内の経常収支を黒字とすることを期待する。 2

(イ) その他業務運営に関する重要事項

就労環境に関する計画

職員アンケート調査をもとにトイレの改修や業務用パソコンの増設を実施するとともに、院内保育所において保護者と意見交換等を行うなど、職員が働きやすい職場環境づくりを進めている。 4

(3) 従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況

なし

(4) 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

9 法人に対する措置命令

なし

10 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

別表 項目別評価結果総括表

区 分  (大項目) (中項目) (小項目)	評価対象 個別項目数  ①	個別項目別評価の評点の内訳 (個数)						個別項目 別評価の評点の 平均値  ⑧	大項目別 評価  ⑨	大項目の ウエイト  ⑩	個別項目 別評価の評点の平均値 (ウ エイト反 映後)  ⑪	全体 評価  ⑫
		5点 ②	4点 ③	3点 ④	2点 ⑤	1点 ⑥	計 ⑦					
<b>I 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	42	2	24	16	0	0	42	3.70	a	0.50	1.90	
1 医療の提供	38	2	22	14	0	0	38	3.68				
(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実	21	2	9	10			21	3.62				
(2) 医療従事者の確保、専門性の向上	2		2				2	4.00				
(3) 施設設備の整備	1		1				1	4.00				
(4) 医療に関する安全性の確保	3		3				3	4.00				
(5) 患者サービスの向上	8		5	3			8	3.63				
(6) 地域医療への支援	3		2	1			3	3.67				
2 医療に関する調査及び研究	1		1				1	4.00				
3 医療従事者等の研修	3		1	2			3	3.33				
<b>II 業務運営の改善及び効率化</b>	6	0	3	3	0	0	6	3.50	a	0.20	0.70	
1 効率的・効果的な業務運営	4		2	2			4	3.50				
2 収入の確保、費用の節減・適正化	2		1	1			2	3.50				
<b>III 財務内容の改善 (予算、収支計画及び資金計画)</b>	1				1		1	2.00	c	0.20	0.40	
<b>IV その他業務運営に関する重要事項</b>	2	0	1	1	0	0	2	3.50	a	0.10	0.40	
1 人事に関する計画	1			1			1	3.00				
2 就労環境に関する計画	1		1				1	4.00				
<b>全 体</b>	51	2	28	20	1	0	51			1.00	3.40	B